

## 貸切バス利用促進事業補助金（令和5年度上半期）交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、貸切バス利用促進事業補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### （補助金の交付）

第2条 知事は、貸切バスの利用促進を図るため、貸切バスの運賃・料金の割引分について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

### （対象事業者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に該当する者とする。

道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を受けて、富山県内に本店又は支店を置き一般貸切旅客自動車運送事業を営む事業者

### （補助対象経費及び事業）

第4条 補助対象経費は、次の各号の要件を満たす、補助対象者が運行する県内の貸切バスを利用した運賃・料金とする。

- （1）国、自治体の利用、宗教活動・政治活動を目的とした利用でないこと。
- （2）幼稚園、保育所、学校行事・クラブ活動、企業や地域活動での利用も対象とする。
- （3）GoTo トラベル事業を適用するツアーも対象とする。
- （4）バスの出発地、帰着地又はその両方は富山県とする。
- （5）他のバス利用促進のための補助金との併用は不可。
- （6）令和5年3月1日から令和5年9月30日までの間に利用されるものであること。（出発日、帰着日いずれもこの期間であること。）
- （7）定期輸送（スクールバス、企業の従業員送迎等）での利用は対象外とする。
- （8）令和5年2月28日以前に契約している利用については対象外とする。
- （9）公益社団法人日本バス協会が定める「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」を遵守していること。

### （補助額）

第5条 補助金の額は、運賃・料金（税込）の2分の1（千円未満切捨）で、1台1運行あたり75,000円を限度とする。

2 補助対象者1者あたりの補助金額は、令和5年3月1日時点の貸切バス車両保有台数（休車を含む）に応じた金額とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) 貸切バス利用促進事業補助金交付申請書及び実績報告書(様式第1号)
- (2) 貸切バス利用促進事業補助金利用管理表兼実績一覧表(様式第2号)
- (3) 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第7条の2第1項各号に掲げる事項を記載した運送引受書
- (4) 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第25条第2項に掲げる事項を記載した乗務記録
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、申請内容を審査の上、補助金の交付を決定する。

2 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定を対象事業者へ通知する。

(交付条件)

第8条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費を変更する場合には、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ補助事業の中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けること。

(軽微な変更)

第9条 前条第1号ただし書きの規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体を変更すること。
- (2) 事業目的を変更すること。
- (3) 補助金交付決定額の20パーセント以上の変更をすること。

(補助金の返還)

第10条 知事は、補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)の不正等を理由として、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(状況報告)

第 11 条 知事は、補助事業者等に対し、必要に応じ、補助事業等の遂行の状況を報告させることができる。

(立入検査等)

第 12 条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正化を期するため必要があるときは、交付決定者に対し報告させ、又は職員に交付決定者の事務所、事業所等に立入り、帳簿書類等进行检查させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の経理等)

第 13 条 交付決定者は、補助金に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、補助金の交付決定を受けた後、5年間保存しなければならない。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。